

## 財政制度等審議会運営方針

平成13年1月19日  
財政制度等審議会総会決定

標記については、当面以下のとおりとする。

## 1. 当審議会は、

- ① 国の予算、決算及び会計の制度
- ② 国家公務員共済組合の制度
- ③ 財政投融资制度、財政投融资計画及び資金運用部資金(注)
- ④ たばこ事業及び塩事業
- ⑤ 国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産

に関する事項のうち、我が国経済社会又は国民生活に大きな影響を与える重要な事項について調査・審議等を行うこととする。

2. 各分科会の決定事項のうち、特に重要な事項については、審議会で最終決定した上で大臣への建議等を行う。なお、機動的な運営を確保する観点から、実務的な審議は、各分科会において行う。

(注)「資金運用部資金法等の一部を改正する法律」(平成十二年法律第九十九号)により、平成13年4月1日から「資金運用部資金」は「財政融資資金」に変更されている。